特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０５０号

東京都千代田区大手町１丁目８番１号ＫＤＤＩ大手町ビル19階
清算株式会社　寺島整理株式会社
代表清算人　中安　富子

1　決定年月日　平成28年８月31日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　担保権付債権

1　定義

「担保権付債権」とは、協定債権のうち、清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、特別清算開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下同じ。）が設定されている債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。

2　担保権付債権への弁済

担保権の対象となっている資産を速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続に係る税金・仲介手数料・登記手続費用等の諸費用を差し引いた上で、担保権の優先順位に従い優先弁済を受けうる金額の範囲内で各担保権付債権への弁済に充てる。担保権付債権への弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当されるものとする。

これにより現に弁済に充てられた金額をもって、その担保権で担保された範囲とし、これを超える残額については、下記第２の一般債権として扱う。

また、担保権付債権を有する者が担保権を放棄した場合、当該債権は下記第２の一般債権として扱う。

第２　一般債権

1　定義

「一般債権」とは、協定債権のうち上記第１の担保権付債権に該当しないものをいい、かかる一般債権を有する協定債権者を「一般債権者」という。

2　有限会社東営林産外４名が有する一般債権の免除

⑴　認可決定確定時の免除

一般債権者のうち、株式会社成協金型、有限会社東営林産、中安一夫、中安富子及び中安徹（以下、かかる一般債権者５名を総称して「関連会社等」という。）が有する一般債権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（以下、関連会社等を除いた一般債権者を「免除後一般債権者」という。）。

⑵　全資産処分完了時の免除

全資産処分完了時（定義は後述。以下同じ。）において、関連会社等が一般債権を有する場合、当該一般債権については、全資産処分完了時に全額免除を受ける。

3　利息・遅延損害金の免除

一般債権のうち特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（以下、前項及び本項による免除分を除いた一般債権を「免除後一般債権」という。）。

4　弁済の時期及び方法

清算株式会社は、免除後一般債権に対し、清算株式会社の所有する全資産（担保権が設定された資産を含む。）の換価処分及び回収が完了（以下、当該時点を「全資産処分完了時」という。）した後１か月以内に、以下の方法にて弁済を行う。

⑴　弁済原資

全資産処分完了時において清算株式会社の保有する現預金から、今後清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、弁済原資とする。

⑵　弁済の方法

上記⑴の弁済原資を、全資産処分完了時に存在する各免除後一般債権者の免除後一般債権の債権額により按分して、各免除後一般債権者に対する弁済額を算定する（１円未満の端数は切り捨てる。）。

弁済は、免除後一般債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

5　残債務の免除

免除後一般債権者は、前項の弁済を受けたときに、残余の免除後一般債権に係る債務を免除する。

6　追加弁済

上記５による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各免除後一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、上記４⑵の基準に従い弁済する。この場合においては、各免除後一般債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第５２号

愛知県常滑市小林町１丁目30番地
清算株式会社　株式会社レイネツ
代表清算人　加々美博久

1　決定年月日　平成28年９月１日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定後１か月以内に、協定債権のうち元本の1.04％の割合による金員を支払う。

2　各協定債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権から弁済額を控除した残債権につき、その債権全額を放棄する。

3　代表清算人は、第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権のうち債権元本の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。

4　本協定に基づく弁済は、代表清算人事務所（東京都港区西新橋１丁目２番９号日比谷セントラルビル８階）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行口座への振込を書面で求めたときは、その指定する銀行口座に清算株式会社の負担で振込入金する。

名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２８年（再）第１号

福岡県久留米市野中町756番地１
再生債務者　福澤　　大

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　福岡県久留米市櫛原町55番地１第１秋葉ビル201号　田中・松尾法律事務所　弁護士　松尾　佳子

平成28年８月31日

福岡地方裁判所久留米支部

再生債権の特別調査期間

平成２７年（再）第３号

神戸市兵庫区出在家町２丁目６番23号
再生債務者　有限会社徳島屋

特別調査期間　平成28年10月３日から平成28年10月５日まで

平成28年９月２日

神戸地方裁判所第３民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２８年（再）第１号

兵庫県洲本市桑間636番地の１
再生債務者　淡路酒販株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1　再生債務者が無償取得する株式の数　発行済株式の全て（９万3600株）

2　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の払込をした日

3　減少する資本金の額　資本金4680万円全額

4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の払込をした日

5　募集株式の数　１株

6　募集株式の払込金額　株式１株につき１円

7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月

8　増加する資本金の額　１株あたり１円

9　増加する資本準備金の額　１株あたり０円

平成28年９月１日

神戸地方裁判所第３民事部